

会員ニュース

2018. 12

2019. 1 (93・94合併号)

日本電気管理技術者協会
事務局編集

関東近県の年末年始は、長期予報によりますと冬らしいお天気が続くとのこと。
皆様におかれましては、お健やかで穏やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

さて、今年の締めくくりは「平成最後の〇〇〇」で一色となってしまいました。そんなに風ま
とめてしまうから次の元号の発表タイミングに困っちゃうんじゃないのかな、と想う事務局より
「会員ニュース93・94号」をお届けいたします。



(2018年12月、行く年を送る立教小学校のXマスイルミネーション)

1. 12月4日、電安課のHPに「自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナーを開催いたします」(平成30年度)が掲載されました。

セミナーの内容は、

- ①自家用電気工作物の電気保安規制
- ②自家用電気工作物の電気主任技術者
- ③最近の法令等改正状況
- ④自家用電気工作物(関東地域)の平成29年度電気事故
- ⑤自家用電気工作物(関東地域)の平成29年度立入検査
- ⑥自家用電気工作物における不適切な事例
- ⑦PCB含有電気工作物の早期処理に向けて
- ⑧その他

とのことです。

なお、資料「平成30年度セミナー開催」のスケジュール一覧をご確認の上、お近くの会場
で是非ご聴講ください。

昨年中は皆様のご愛顧を賜りまして一層の充実を果たすことができました。

新年もどうぞよろしく変わらぬお引き立てのほどお願い申し上げます



(某年元旦、相模灘のご来光)

2. 12月5日、経産省のHPに「EIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応を決定しました」が掲載されました。

経済産業省は、事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向けた新たな対応について、意見公募手続きの結果を踏まえ、方針を決定しました。

とのことです。(未稼働案件が状況により調達価格が変更=引下されるとの内容です。)

詳細は、資料「FIT制度事業用太陽光発電未稼働案件修正点概要」をご参照ください。

3. 12月20日、同じく経産省のHPに「電話勧誘での電気の契約切り替えについてトラブルが急増しています」が掲載されました。

平成28年4月1日に電力の小売全面自由化が始まり、2年9カ月が経過しました。/最近では、契約している事業者とは別の会社から電話があった後、契約したつもりはないのに電力会社が切り替わっていた等、電話勧誘をきっかけとしたトラブルの相談が急増しています。消費者から寄せられている相談事例を紹介し、皆様へのアドバイスを提供します。(中略)とのことです。

詳細は、資料「電力自由化トラブル速報No.12」をご参照ください。

事務局よりのお知らせ、

本年も恒例の「ささやかな新年会」を開催致します、皆様どうぞご参加ください。

1月23日(水) 15:00より はなの舞(池袋西口公園前店)にて

詳細は事務局までお問合せください。なお、当日は普段着&手ぶらにてご参加ください。

[TOPページ](#) > [電力の安全](#) > 平成30年度自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナー

平成30年度自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナー

— 自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者 セミナーを開催いたします —

都合の良い会場で是非、御聴講ください。事前申し込みは必要ありません。

○自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナーのスケジュール等

- 開催日・場所： 「セミナー実施スケジュール一覧」を御参照ください。
(有料駐車場ご利用の場合は、各人で御負担ください)
- 開催時間： 13時00分～16時30分
- 主催： 経済産業省 関東東北産業保安監督部、公益社団法人日本電気技術者協会関東支部
- 協賛： 一般財団法人関東電気保安協会、公益社団法人東京電気管理技術者協会、一般社団法人日本電機工業会 (順不同)
- 申込： なし (直接会場へお越しください)

○説明内容

- 関東東北産業保安監督部
 - 自家用電気工作物の電気保安規制
 - 自家用電気工作物の電気主任技術者
 - 最近の法令等改正状況
 - 自家用電気工作物 (関東地域) の平成29年度電気事故
 - 自家用電気工作物 (関東地域) の平成29年度立入検査
 - 自家用電気工作物における不適切な事例
 - PCB含有電気工作物の早期処理に向けて
 - その他
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)
- 環境省 関東地方環境事務所

■セミナー実施スケジュール一覧

開催月日	地区名	会場名	会場所在地
2月20日(水)	沼津	沼津市民文化センター	沼津市御幸町15-1
2月22日(金)	東京	品川区民会館「きゅりあん」	品川区東大井5-18-1
2月25日(月)	千葉	千葉市文化センター	千葉市中央区中央2-5-1
3月1日(金)	群馬	前橋テルサホール	前橋市千代田町2-5-1
3月6日(水)	栃木	栃木県教育会館大ホール	宇都宮市駒生1-1-6
3月12日(火)	多摩	八王子市芸術文化会館	八王子市本町24-1
3月14日(木)	茨城	茨城県立県民文化センター	水戸市千波町東久保697
3月20日(水)	山梨	甲府市総合市民会館	甲府市青沼3-5-44
3月22日(金)	埼玉	さいたま新都心合同庁舎1号館講堂	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館2F
3月26日(火)	神奈川	横浜市開港記念会館	横浜市中区本町1-6

FIT 制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について
(修正点の概要)

2018 年 12 月 5 日
資源エネルギー庁

事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向け、①運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や、②運転開始期限の設定等の措置を講じる案について、2018 年 10 月 22 日（月）から 11 月 21 日（水）まで実施した意見公募手続の結果を踏まえ、原則を維持しつつ、一部必要な修正を加え実施することとしました。主な修正点は、以下のとおりです。

1. 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い

2012～2014 年度に FIT 制度の認定を取得し、2016 年 7 月 31 日以前に送配電事業者との接続契約が締結され運転開始期限が設定されておらず、運転を開始していない 10kW 以上の太陽光発電は、原則として全てが今回の措置の対象となります。

ただし、中には既に本格的に開発工事に着手しているものもあり、それらは早期に稼働することが期待されることから、**開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるもの**に限り、**今回の措置（適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定）を適用しない**こととします。具体的には、2MW 以上の太陽光発電の設置工事に求められる電気事業法に基づく工事計画届出の受理*を基準とします。

* 不備のない受理が前提

【原則】 2018 年 12 月 5 日時点で、既に工事計画届出が受理されている事業

【例外】 開発工事本格着手済みだが工事計画届出が未受理の事業に、一定の猶予

- 2018 年 12 月 5 日時点で既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が受理されているもの^{※1}であって、2019 年 9 月 30 日までに工事計画届出が受理され、同年 10 月 31 日までに当該工事計画に係る電気工作物の設置工事に着手したことが確認できたもの

※1) 林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018 年 12 月 5 日時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できるもののみを限定的に採用

※2) この場合も系統連系工事着工申込みの提出は求めることとし、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得ます。

※3) 下記 2 (4) の太陽光パネルの変更を行うと、適用除外に該当しなくなります。

2. 適用ルールの修正

(1) 大規模事業に対する猶予期間

「既に運転開始準備段階に入っている」ことを基準とする基本的な考え方に変更はありませんが、**大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、既に許認可の申請等のプロセスに入っている場合もなおその完了までに一定の期間を要する場合があります**ことを踏まえ、**事業規模等に応じた猶予期間を確保**する観点から、今回の措置の施行期日等を以下のとおりとします。(赤字が原案からの修正点)

	事業規模	(提出期限 ^{※4})	系統連系工事着工申込みの受領期限	受領期限に間に合った場合の運転開始期限 ^{※5}
原則	2MW 未満	(2019/2/1)	2019/3/31	2020/3/31
猶予措置	2MW 以上	(2019/8 末日途)	2019/9/30	2020/9/30
	条例アセス対象	(2020/2 末日途)	2020/3/31	2020/12/31

※4) それぞれの提出期限日時点で FIT 制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していないものは、系統連系工事着工申込みを行う必要があります。

※5) 受領期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、原案どおり「最初の受領の日から1年」とします。

(2) 系統連系工事着工申込みの要件

系統連系工事着工申込みを行うために満たすべき要件は、以下のとおりとします。

- ① 着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること
- ② 着工申込みの提出時点で、以下の許認可の取得等が現にできていること(いずれも必要な場合に限る)
 - **農振除外**及び**農地転用の許可**の取得(又は届出の受理)
 - 条例に基づく**環境影響評価の評価書の公告・縦覧**の終了
 - **林地開発の許可**の取得
- ③ 着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと^{※6}

※6) 再生可能エネルギー発電事業計画の変更処理手続中であっても、着工申込みを行うことはできます。また、**着工申込み提出後も、再生可能エネルギー発電事業計画の変更届出(軽微な変更)は可能**(変更届出を行っても、再度の系統連系工事着工申込みは不要)とします。

※7) 改正 FIT 法の施行に伴う「みなし認定」に係る書類を経済産業大臣に提出済みであることや、送配電事業者の請求に応じた工事費負担金を支払済みであることは、当然の前提になります。

(3) 系統連系開始の遅延に係る対応

不可抗力等の事由により適用される調達価格が変更となるリスクを最小化する観点から、系統連系工事着工申込みの受領後、送配電事業者が指定する予定日に何らかの理由（工事の遅延等）で連系開始が間に合わなくなった場合でも、再度の着工申込みは不要とします。

すなわち、期限までに系統連系工事着工申込みが不備なく受領されれば、連系開始予定日に間に合わないことによる調達価格の変更は生じない仕組みとします。

(4) 太陽光パネルの変更（2018年12月10日施行）

今回新たに運転開始期限が設定される事業については、既に運転開始期限が設定されている事業と同様、系統連系工事着工申込み前であれば太陽光パネルの変更を行っても調達価格が変更されない仕組みとし、更なるコストダウンを図れるようにします。ただし、太陽光パネルの変更を行うと、上記1の適用除外には該当しなくなります。

上記のほか、詳細な運用や手続の方法については近日中に別途御案内しますが、系統連系工事着工申込みの受付開始は年始を予定しています。

以上



報道発表資料

電力自由化をめぐるトラブル速報！ No. 12

平成30年12月20日
独立行政法人国民生活センター
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

電話勧誘での電気の契約切り替えについてトラブルが急増しています

一切り替える意思が無ければ、検針票に記載された情報は伝えないようにしましょう

平成28年4月1日に電力の小売全面自由化が始まり、小売電気事業に新規参入した事業者からの電気の供給が行われるようになってから2年9か月が経過しました。

国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

また、最近では、契約している小売電気事業者とは別の会社から電話があった後、契約したつもりはないのに電力会社が切り替わっていた等、電話勧誘をきっかけとした電気の切り替えに関するトラブルの相談が急増しています。

そこで、電話勧誘での電力会社の切り替えに関し、国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会に消費者から寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

1. 相談件数

(1) 国民生活センター及び消費生活センターへの相談状況

PIO-NET¹によると、電力の小売全面自由化に関する相談件数は、図1のとおり、各小売電気事業者の営業活動が本格化した平成28年1月以降、6,836件（平成30年11月30日現在）の相談が寄せられています。

また、このうち、電話勧誘に関する相談の件数は、図2のとおり、平成29年度以降増加しており、平成30年7～9月には電力の小売全面自由化に関する相談のうち63.5%を占めています。

図1. 電力の小売全面自由化に関する相談件数の推移

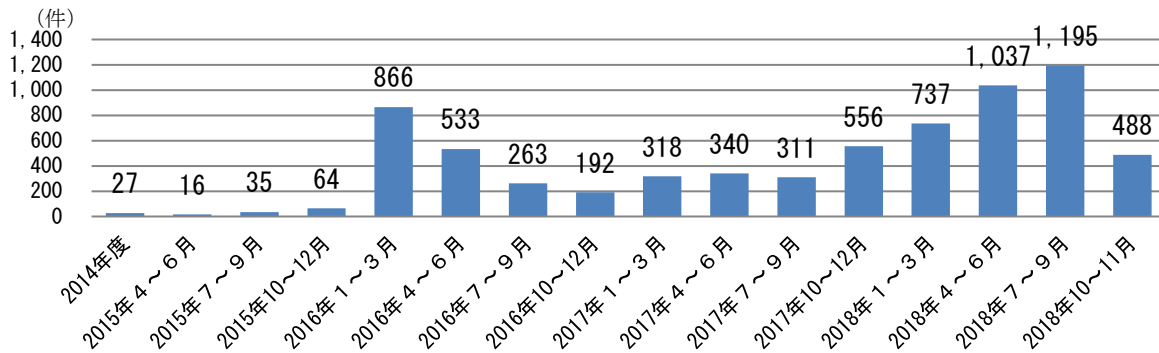
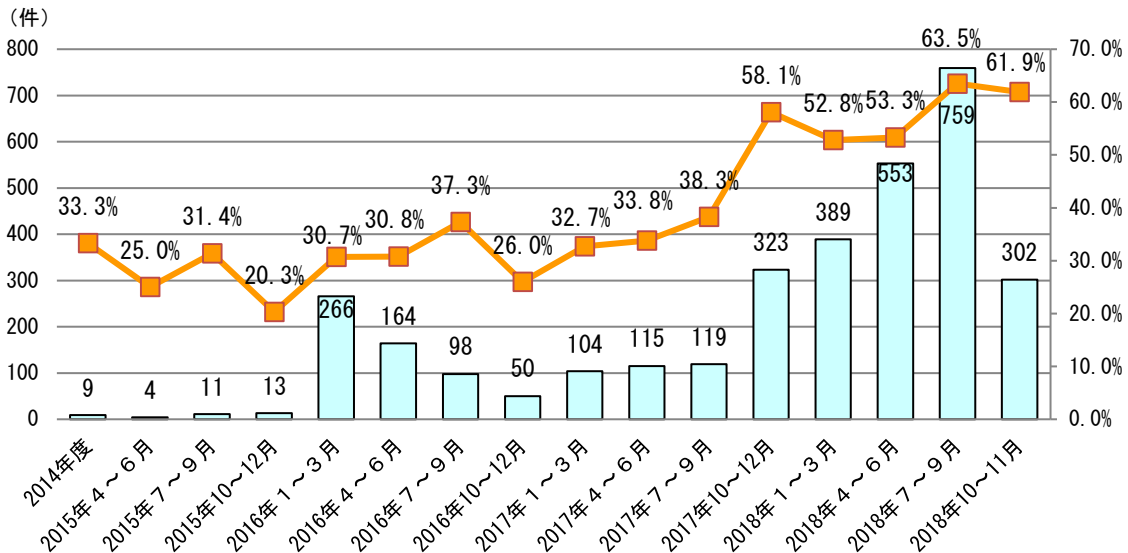


図2. 電力の小売全面自由化に関する電話勧誘の件数と割合

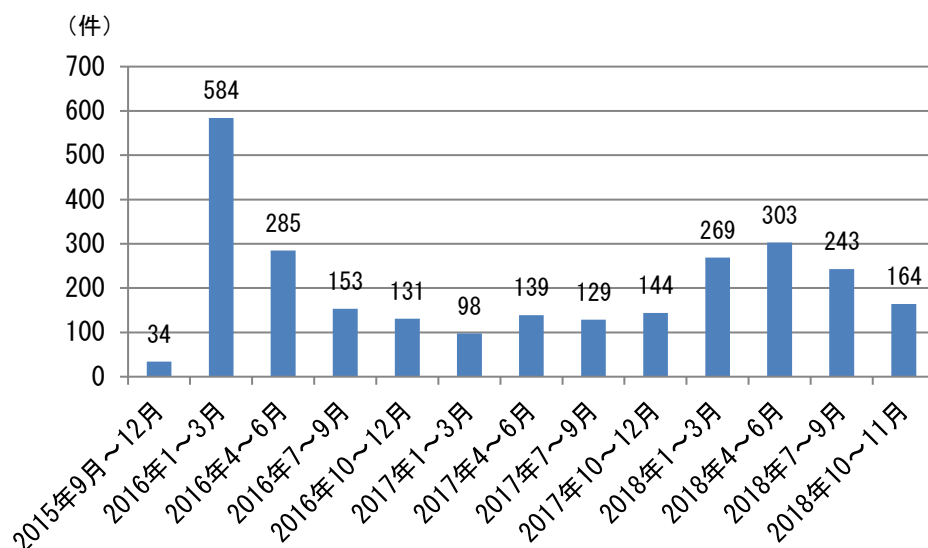


¹ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数は、平成30年11月30日までに登録されたデータである。

(2) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談状況

電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口には、図3のとおり、各小売電気事業者の営業活動が本格化した平成28年1月以降、2,642件(平成30年11月30日現在)の相談が寄せられています。

図3. 電力の小売全面自由化に関する相談件数の推移(委員会相談窓口)



2. 相談事例

(1) 国民生活センター及び消費生活センターへ相談された内容

【事例1: 大手電力会社を名乗る電話があり顧客番号等を伝えたところ、見知らぬ小売電気事業者との契約に切り替わっていた事例】

契約していた大手電力会社を名乗るところから電話があり、「余った電力を安く買いとり、安く電力を供給している。契約番号を教えてください。」と言われ、契約している大手電力会社を名乗っていたため不審には思わず、契約番号等を伝え電話を切った。その後すぐに折り返しの電話があり、契約番号等を復唱するよう求められたので応じたところ、「書類を送る。」などと言い電話が切れた。何の書類が送られてくるのか分からず不安になり、契約していた大手電力会社に確認したところ、「契約番号を聞くような電話は一切していない。」と言われた。

先日、見知らぬ電力会社から突然手数料を請求するとの請求書が届き、おかしいことに気がついた。いつの間にか本件小売事業者と契約していたようだ。本件小売事業者と契約するつもりはないので解約したい。

(平成30年8月受付)

【事例2：「電気料金が安くなる」と言われ資料を請求したつもりが、いつの間にか契約が切り替わっており、解約料を請求された事例】

電力会社から「電気料金が安くなる。」という電話があったが、契約するつもりはなかったので、資料を請求するつもりで返事をした。後日、書面が送られてきたが、請求した資料だと思い、内容を詳しく確認せずにそのままにしていた。その後、電気料金の明細書が届き、いつの間にか資料を送ってきた電力会社との契約になっていると分かり、驚いた。電力会社に「電話で契約するとは言っていない。契約は成立していない。」と言ったところ、電力会社は、「書面にはクーリング・オフについても書いてあり、解約をするなら8日以内に通知を出せばよかった。契約は成立しているので、解約するなら事務手数料を支払え。」と言ってきた。納得できない。

(平成30年9月受付)

(2) 電力・ガス取引監視等委員会へ相談された内容

【事例3：契約締結時の説明よりも高い料金を請求され、知らない間に付随契約を締結させられていた事例】

現在の契約先とは別の小売電気事業者から、「今よりも電気料金が5%割引になる。」という電話勧誘を受けて契約したが、実際には安くならなかった。確認したところ、電気の契約に付随するオプションに知らない間に加入させられており、その料金も支払わされていた。解約して他の小売電気事業者に切り替えたが、違約金の支払いを求められている。

(平成30年10月受付)

【事例4：契約の切り替えを勧誘する事業者が、スマートメーターの設置名目で消費者の情報を聞き出していたと思われる事例】

地元の大手電力会社の関連会社と称する事業者から電話があり、「スマートメーターを設置すれば検針員が来なくなる。検針員が廃止されるので、電気代が安くなる。設置の確認にあたり、お客さま番号や供給地点特定番号等を教えてほしい。」と言われ、これらの情報を伝えてしまった。その後、電気の契約に関する書面を送ると言われたため、怪しいと思い、その大手電力会社に問い合わせたところ、「そのような電話はしていない。その事業者と契約を締結したことになる可能性がある。こちらでは切り替えを止めることはできない。」と言われた。

(平成30年10月受付)

3. 消費者へのアドバイス

(1) 電気の契約切り替えについて電話があった場合は、事業者名を確認するとともに、自らの意思を明確に伝えましょう

現在契約している大手電力会社やその関係者を名乗るなど、事業者名を明確に伝えずに²、電話にて電気の契約切り替えの勧誘をするという事例があります。中には、消費者は勧誘を受けただけで契約切り替え意思が無いにもかかわらず、電力会社が一方的に切り替えの手続きを進めていたという悪質な事例もあります。

電力会社から電話で勧誘を受けた場合、事業者名や連絡先を確認するとともに、自らの意思を明確に伝えることが大切です。電話での口頭による意思表示だけでも、契約申込は可能です。切り替えの必要性をよく考え、必要なければはっきり断り、迷うのであれば対面や書面での説明を求めるなど、納得した上で意思を伝えるようにしましょう。

(2) 切り替え検討の意思が無ければ検針票の記載情報は伝えないようにしましょう

消費者が電気の契約を切り替える場合、①契約名義、②住所、③顧客番号（顧客を特定するために電力会社が設けている番号）、④供給地点特定番号³が必要となり、通常これらの情報は、現在の契約先が発行する検針票に記載されています。これらの情報を入手した電力会社が、消費者の意に反して電気の契約の切り替え手続きを進めたという悪質な事例もあります。これらの情報を聞かれた場合、切り替え検討の必要性をよく考え、切り替え検討の意思が無ければ、答えないようにしましょう。

また、「スマートメーター⁴を設置すれば電気代が安くなる。」などと説明をしながら、電力の切り替えに必要な情報を聞き出す電力会社もありますが、スマートメーターを設置したからといって、それだけで電気料金が安くなるわけではありません。電力会社の勧誘に乗せられて検針票に記載された情報を伝えないようにしましょう。

(3) 電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフ等ができる場合があります

小売電気事業者から電話で勧誘を受け、電気の契約の切り替えについて承諾した場合、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリン

² 特定商取引に関する法律（以下、特商法）では、消費者が商品の購入等について勧誘を受けているという明確な認識を持ち得るようにするため、小売電気事業者が電話での勧誘を行う場合、電話での勧誘に先立って、事業者、勧誘を行う者の氏名、勧誘を行う商品等について告げなければならないとされている（特商法第16条）。また、電気事業法においても、需要家と小売供給契約を締結しようとするときには、小売電気事業者の氏名又は名称を需要家に対して説明しなければならない（電気事業法第2条の13第1項、施行規則第3条の12第1項第1号）。媒介・取次・代理業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合には、媒介等を行う旨と当該媒介・取次・代理業者の氏名又は名称を説明することが必要となる（同2号）。

³ 電気の供給地点毎に割り振られる番号で、供給地点を特定するために用いられる。

⁴ スマートメーターの設置は、一般送配電事業者または一般送配電事業者からの委託事業者が行うことになっており、原則として小売電気事業者が設置することはない。また、消費者の費用負担も原則として発生しない。

グ・オフができません⁵。小売電気事業者に言われるがまま契約してしまったとしても、慌てずに対処しましょう。

電話で勧誘を受けて小売電気事業者の切り替えを行った場合、契約成立後、小売電気事業者は速やかに契約内容が把握できる契約書面を送付しなければなりません⁶。しかし、切り替え後に小売電気事業者から交付される書面には、具体的な契約内容が記載されていなかったり、クーリング・オフなどの記載がされていなかったりするケースがあります。

電気の契約の切り替えを承諾していない場合契約は成立していませんが、小売電気事業者が契約は成立したとして違約金等を請求してくるケースもあります。トラブルを避けるためにも、小売電気事業者の切り替えが行われてしまった場合には、速やかに切り替え先の小売電気事業者にクーリング・オフを申し出るようにしてください。

(4) 契約先を切り替える際、契約条件をしっかりと確認しましょう

契約先を切り替える際、小売電気事業者には、料金を含む供給条件の書面による説明義務が課されていますので、書面の内容をしっかりと確認しましょう。料金のみではなく、契約期間や契約解除などの諸条件をよく確認し、納得して契約することが重要です。また、「電気代が割引になる。」などと勧誘を受けた際は、それが適用される期間やその具体的な内容や条件（他のサービスと一緒に契約した場合に適用されるなど）や、解約に必要な条件があるかどうかなどを確認しましょう。

(5) 困った場合にはすぐに相談しましょう

電話勧誘での契約トラブルの他、電気の小売供給契約を結ぶに当たり、制度や仕組みで不明な点や不審なことなどがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）または最寄りの消費生活センター等に相談してください（※）。

（※）消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

⁵ 消費者が自ら小売電気事業者に電話をして契約した場合や、当該小売電気事業者と契約するつもりで小売電気事業者に電話をかけさせた場合は、クーリング・オフはできない（特商法第2条第3項、政令第2条）。

⁶ 特商法では、電話勧誘販売においては、購入者等が取引条件を確認しないまま取引行為を行ってしまったり、取引条件が曖昧であるため後日両当事者間のトラブルを引き起こしたりすることが多いことに鑑み、商品や役務の価格等の取引条件やクーリング・オフ等の解約条件を明らかにした書面を交付しなければならないとしている（特商法第18条、特商法施行規則第17条）。また、電気事業法においても、契約締結後において記載に必要な事項として、契約年月日や、小売電気事業者の登録番号、供給開始予定日、料金等を定めている（電気事業法第2条の14第1項、施行規則第3条の13第2項）。

4. 情報提供先

消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)

消費者庁消費者調査課 (法人番号 5000012010024)

消費者庁取引対策課 (法人番号 5000012010024)

内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)